

仕様書

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター

仕様書（中間処理：焼却）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

2 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 構内

3 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後4時の間で作業を行うこと。

5 業務の概要

奈良県西和医療センター（以下「センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）をセンターから中間処理場へ運搬し、焼却処理して残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類及び収集運搬回数

（1）廃棄物の種類

- ①血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ②注射針、メス、試験管、シャーレ、スピッツ、ガラスくず等
- ③実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、試薬、
廃プラスチック類、ゴム手袋等
- ⑤汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム手袋等

- ⑥使用済个人防护服等法令感染症患者等と接触した際に使用した紙くず、繊維くず、
廃プラスチック類、ガラスくず、ゴムくず等

(2) 収集運搬回数

週1回以上収集すること

ただし、必ず病院の廃棄物集積場の容量を超過する前に収集を行うこととし、病院からの連絡があれば速やかに収集を行うこと。

7 予定数量

年間予定数量 約1,032,400個 (20L容器13,850個・50L容器14,100個・70L容器720個)

(20L及び50L容器は令和4年1月から12月までの実績に基づき推計した予想値であり、70L容器は今後使用が見込まれる予想値です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、増減する可能性があります。)

8 業務責任者の届出

作業管理及びセンターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は収集運搬業務責任者を選任し、業務責任者選任等届(様式1)により、センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 廃棄物専用容器の仕様等

- (1) 形状は、高さ30cm程度[容量20L程度]、高さ50cm程度[容量50L程度]及び高さ70cm程度[容量70L程度]で箱状とし、密閉蓋付きであること。
- (2) 容器は、プラスチック容器とする。
- (3) 材質は、軽量でかつ処理が容易で有害物質を発生させず、耐水性があり損傷しにくいものとし、万一衝撃により容器が破損しても内容物が飛散、流出しないものであること。
- (4) 容器の外部の面には「バイオハザードマーク」または「感染性廃棄物」の文字を見やすいように大きく掲出すること。
- (5) センターで配置している足踏みホルダー(20L用:外寸H37cm×W34cm×L24cm・50L用:外寸 H43cm×W47cm×L32cm・70L用:外寸H68cm×W50cm×L46cm)が確実に使用できる容器であること。
- (6) 受託者は、適時に未使用の容器を補充し、その費用を負担する。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、ボックスタイプの感染性廃棄物専用車両を使用し、感染性廃棄物以外の

廃棄物を混載しないこと。

- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

受託者は、原則として作業日の午前中に、センターの担当者の立会のもと、センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の個数を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。

なお、運搬途中の積替え・保管は一切行わないこと。

(2) 廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のままで、焼却温度が800℃以上の焼却施設により中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

12 マニフェスト・処理状況の確認

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用し、廃棄物の収集運搬及び処分の管理を行うこと。
- (2) 収集運搬・処分が終了した後は法令期間内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するデータセンターへ電子マニフェストによる報告を行うこと。
- (3) 処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

15 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

16 請負代金の支払

受託者は、1か月分の請求額をとりまとめ、速やかにセンターへ請求書を送付するものとし、病院は処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

17 資材等の提供

この業務の遂行に必要となる資材等の負担については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：溶融）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

2 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 構内

3 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後4時の間で作業を行うこと。

5 業務の概要

奈良県西和医療センター（以下「センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）をセンターから中間処理場へ運搬し、溶融処理して残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類及び収集運搬回数

（1）廃棄物の種類

- ①血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ②注射針、メス、試験管、シャーレ、スピッツ、ガラスくず等
- ③実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、試薬、
廃プラスチック類、ゴム手袋等
- ⑤汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム手袋等

- ⑥使用済个人防护服等法令感染症患者等と接触した際に使用した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず、ゴムくず等

(2) 収集運搬回数

週1回以上収集すること

ただし、必ず病院の廃棄物集積場の容量を超過する前に収集を行うこととし、病院からの連絡があれば速やかに収集を行うこと。

7 予定数量

年間予定数量 約1,032,400個 (20L容器13,850個・50L容器14,100個・70L容器720個)

(20L及び50L容器は令和4年1月から12月までの実績に基づき推計した予想値であり、70L容器は今後使用が見込まれる予想値です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、増減する可能性があります。)

8 業務責任者の届出

作業管理及びセンターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は収集運搬業務責任者を選任し、業務責任者選任等届(様式1)により、センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 廃棄物専用容器の仕様等

- (1) 形状は、高さ30cm程度[容量20L程度]、高さ50cm程度[容量50L程度]及び高さ70cm程度[容量70L程度]で箱状とし、密閉蓋付きであること。
- (2) 容器は、プラスチック容器とする。
- (3) 材質は、軽量でかつ処理が容易で有害物質を発生させず、耐水性があり損傷しにくいものとし、万一衝撃により容器が破損しても内容物が飛散、流出しないものであること。
- (4) 容器の外部の面には「バイオハザードマーク」または「感染性廃棄物」の文字を見やすいように大きく掲出すること。
- (5) センターで配置している足踏みホルダー(20L用:外寸H37cm×W34cm×L24cm・50L用:外寸 H43cm×W47cm×L32cm・70L用:外寸H68cm×W50cm×L46cm)が確実に使用できる容器であること。
- (6) 受託者は、適時に未使用の容器を補充し、その費用を負担する。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、感染性廃棄物以外の廃棄物を混載しな

いこと。

- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

受託者は、原則として作業日の午前中に、センターの担当者の立会のもと、センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。

なお、運搬途中の積替え・保管は一切行わないこと。

(2) 廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま、溶融施設により中間処理を行うものとし、その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

12 マニフェスト・処理状況の確認

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用し、廃棄物の収集運搬及び処分の管理を行うこと。
- (2) 収集運搬・処分が終了した後は法令期間内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するデータセンターへ電子マニフェストによる報告を行うこと。
- (3) 処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

15 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

16 請負代金の支払

受託者は、1か月分の請求額をとりまとめ、速やかにセンターへ請求書を送付するものとし、病院は処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

17 資材等の提供

この業務の遂行に必要な資材等の負担については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：高圧蒸気滅菌）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

2 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 構内

3 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後4時の間で作業を行うこと。

5 業務の概要

奈良県西和医療センター（以下「センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）をセンターから中間処理場へ運搬し、高圧蒸気滅菌処理して残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類及び収集運搬回数

（1）廃棄物の種類

- ①血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ②注射針、メス、試験管、シャーレ、スピッツ、ガラスくず等
- ③実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、試薬、
廃プラスチック類、ゴム手袋等
- ⑤汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム手袋等

- ⑥使用済个人防护服等法令感染症患者等と接触した際に使用した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラスくず、ゴムくず等

(2) 収集運搬回数

週1回以上収集すること

ただし、必ず病院の廃棄物集積場の容量を超過する前に収集を行うこととし、病院からの連絡があれば速やかに収集を行うこと。

7 予定数量

年間予定数量 約1,032,400個 (20L容器13,850個・50L容器14,100個・70L容器720個)

(20L及び50L容器は令和4年1月から12月までの実績に基づき推計した予想値であり、70L容器は今後使用が見込まれる予想値です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、増減する可能性があります。)

8 業務責任者の届出

作業管理及びセンターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は収集運搬業務責任者を選任し、業務責任者選任等届(様式1)により、センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 廃棄物専用容器の仕様等

- (1) 形状は、高さ30cm程度[容量20L程度]、高さ50cm程度[容量50L程度]及び高さ70cm程度[容量70L程度]で箱状とし、密閉蓋付きであること。
- (2) 容器は、プラスチック容器とする。
- (3) 材質は、軽量でかつ処理が容易で有害物質を発生させず、耐水性があり損傷しにくいものとし、万一衝撃により容器が破損しても内容物が飛散、流出しないものであること。
- (4) 容器の外部の面には「バイオハザードマーク」または「感染性廃棄物」の文字を見やすいように大きく掲出すること。
- (5) センターで配置している足踏みホルダー(20L用:外寸H37cm×W34cm×L24cm・50L用:外寸 H43cm×W47cm×L32cm・70L用:外寸H68cm×W50cm×L46cm)が確実に使用できる容器であること。
- (6) 受託者は、適時に未使用の容器を補充し、その費用を負担する。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、感染性廃棄物以外の廃棄物を混載しな

いこと。

- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

受託者は、原則として作業日の午前中に、センターの担当者の立会のもと、センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。なお、運搬途中の積替え・保管は一切行わないこと。

(2) 廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま処理施設に投入し、高圧蒸気滅菌により中間処理を行うものとし、さらに破砕する等廃棄物の滅菌が完全に行われるようにすること。その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

12 マニフェスト・処理状況の確認

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用し、廃棄物の収集運搬及び処分の管理を行うこと。
- (2) 収集運搬・処理が終了した後は法令期間内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するデータセンターへ電子マニフェストによる報告を行うこと。
- (3) 処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

15 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

16 請負代金の支払

受託者は、1か月分の請求額をとりまとめ、速やかにセンターへ請求書を送付するものとし、病院は処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

17 資材等の提供

この業務の遂行に必要な資材等の負担については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：乾熱滅菌）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

2 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 構内

3 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後4時の間で作業を行うこと。

5 業務の概要

奈良県西和医療センター（以下「センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）をセンターから中間処理場へ運搬し、乾熱滅菌処理して残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類及び収集運搬回数

(1) 廃棄物の種類

- ①血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ②注射針、メス、試験管、シャーレ、スピッツ、ガラスくず等
- ③実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、試薬、
廃プラスチック類、ゴム手袋等
- ⑤汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム手袋等

- ⑥使用済个人防护服等法令感染症患者等と接触した際に使用した紙くず、繊維くず、
廃プラスチック類、ガラスくず、ゴムくず等

(2) 収集運搬回数

週1回以上収集すること

ただし、必ず病院の廃棄物集積場の容量を超過する前に収集を行うこととし、病院からの連絡があれば速やかに収集を行うこと。

7 予定数量

年間予定数量 約1,032,400個 (20L容器13,850個・50L容器14,100個・70L容器720個)

(20L及び50L容器は令和4年1月から12月までの実績に基づき推計した予想値であり、70L容器は今後使用が見込まれる予想値です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、増減する可能性があります。)

8 業務責任者の届出

作業管理及びセンターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は収集運搬業務責任者を選任し、業務責任者選任等届(様式1)により、センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 廃棄物専用容器の仕様等

- (1) 形状は、高さ30cm程度[容量20L程度]、高さ50cm程度[容量50L程度]及び高さ70cm程度[容量70L程度]で箱状とし、密閉蓋付きであること。
- (2) 容器は、プラスチック容器とする。
- (3) 材質は、軽量でかつ処理が容易で有害物質を発生させず、耐水性があり損傷しにくいものとし、万一衝撃により容器が破損しても内容物が飛散、流出しないものであること。
- (4) 容器の外部の面には「バイオハザードマーク」または「感染性廃棄物」の文字を見やすいように大きく掲出すること。
- (5) センターで配置している足踏みホルダー(20L用:外寸H37cm×W34cm×L24cm・50L用:外寸 H43cm×W47cm×L32cm・70L用:外寸H68cm×W50cm×L46cm)が確実に使用できる容器であること。
- (6) 受託者は、適時に未使用の容器を補充し、その費用を負担する。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、感染性廃棄物以外の廃棄物を混載しな

いこと。

- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

受託者は、原則として作業日の午前中に、センターの担当者の立会のもと、センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。なお、運搬途中の積替え・保管は一切行わないこと。

(2) 廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま処理施設に投入し、乾熱滅菌により中間処理を行うものとし、さらに破砕する等廃棄物の滅菌が完全に行われるようにすること。その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

12 マニフェスト・処理状況の確認

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用し、廃棄物の収集運搬及び処分の管理を行うこと。
- (2) 収集運搬・処理が終了した後は法令期間内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するデータセンターへ電子マニフェストによる報告を行うこと。
- (3) 処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

15 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

16 請負代金の支払

受託者は、1か月分の請求額をとりまとめ、速やかにセンターへ請求書を送付するものとし、病院は処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

17 資材等の提供

この業務の遂行に必要な資材等の負担については、全て受託者の負担とする。

仕様書（中間処理：消毒）

1 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
感染性廃棄物処理業務委託

2 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 構内

3 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

4 作業日及び作業時間

土曜日・日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除き、委託者が指定する日の午前9時～午後4時の間で作業を行うこと。

5 業務の概要

奈良県西和医療センター（以下「センター」という。）から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）をセンターから中間処理場へ運搬し、消毒処理して残渣物を最終処分地に処分する業務を行う。

この業務を履行するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

6 廃棄物の種類及び収集運搬回数

(1) 廃棄物の種類

- ①血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- ②注射針、メス、試験管、シャーレ、スピッツ、ガラスくず等
- ③実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- ④血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、試薬、
廃プラスチック類、ゴム手袋等
- ⑤汚染物が付着した紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム手袋等

- ⑥使用済个人防护服等法令感染症患者等と接触した際に使用した紙くず、繊維くず、
廃プラスチック類、ガラスくず、ゴムくず等

(2) 収集運搬回数

週1回以上収集すること

ただし、必ず病院の廃棄物集積場の容量を超過する前に収集を行うこととし、病院からの連絡があれば速やかに収集を行うこと。

7 予定数量

年間予定数量 約1,032,400個 (20L容器13,850個・50L容器14,100個・70L容器720個)

(20L及び50L容器は令和4年1月から12月までの実績に基づき推計した予想値であり、70L容器は今後使用が見込まれる予想値です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、増減する可能性があります。)

8 業務責任者の届出

作業管理及びセンターとの連絡調整を円滑に行うため、受託者は収集運搬業務責任者を選任し、業務責任者選任等届(様式1)により、センターへ届け出るものとする。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

9 廃棄物専用容器の仕様等

- (1) 形状は、高さ30cm程度[容量20L程度]、高さ50cm程度[容量50L程度]及び高さ70cm程度[容量70L程度]で箱状とし、密閉蓋付きであること。
- (2) 容器は、プラスチック容器とする。
- (3) 材質は、軽量でかつ処理が容易で有害物質を発生させず、耐水性があり損傷しにくいものとし、万一衝撃により容器が破損しても内容物が飛散、流出しないものであること。
- (4) 容器の外部の面には「バイオハザードマーク」または「感染性廃棄物」の文字を見やすいように大きく掲出すること。
- (5) センターで配置している足踏みホルダー(20L用:外寸H37cm×W34cm×L24cm・50L用:外寸 H43cm×W47cm×L32cm・70L用:外寸H68cm×W50cm×L46cm)が確実に使用できる容器であること。
- (6) 受託者は、適時に未使用の容器を補充し、その費用を負担する。

10 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用し、感染性廃棄物以外の廃棄物を混載しな

いこと。

- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 運搬車は常に清潔を保ち頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

11 業務内容

(1) 廃棄物の収集・運搬

受託者は、原則として作業日の午前中に、センターの担当者の立会のもと、センターの廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された廃棄物専用容器の数量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。なお、運搬途中の積替え・保管は一切行わないこと。

(2) 廃棄物の中間処理

受託者は、廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま処理施設に投入し、消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤または加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患にかかる感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒。）により中間処理を行うものとし、さらに破砕する等廃棄物の滅菌が完全に行われるようにすること。その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

12 マニフェスト・処理状況の確認

- (1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用し、廃棄物の収集運搬及び処分の管理を行うこと。
- (2) 収集運搬・処分が終了した後は法令期間内に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営するデータセンターへ電子マニフェストによる報告を行うこと。
- (3) 処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。

13 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

14 車両等資材の消毒

車両等資材については、適宜に消毒等を行い清潔を保ち、感染等の防止に努めること。

15 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

16 請負代金の支払

受託者は、1か月分の請求額をとりまとめ、速やかにセンターへ請求書を送付するものとし、病院は処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

17 資材等の提供

この業務の遂行に必要となる資材等の負担については、全て受託者の負担とする。

様式1

感染性廃棄物処理業務委託

業務責任者選任（変更）届

（収集運搬業者用）

令和 年 月 日

奈良県西和医療センター院長 殿

受託者

住 所

氏 名

印

下記のとおり選任（変更）しましたのでお届けします。

記

業務責任者の選任（変更）内容	
ふりがな 業務責任者の氏名	
生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
通常時の連絡先	電話（ ） —
緊急時の連絡先	電話（ ） —